

# 岐阜県可茂地域における日系人の就労状況

吉田道代

## 1. はじめに

近年日本では、合法的な日系人や不法就労に位置付けられるその他の国籍の者を含めて、非熟練労働者としての外国人労働者が増加している。

しかし、非熟練労働力としての外国人労働者の受け入れは、さまざまな問題を含んでいる。すでに1960年代から西欧諸国では外国人労働者の受け入れをローテーション政策のもと、規模を拡大して行なってきたが、経済が低成長に移行しても外国人労働者の帰国は進まなかった。外国人労働者は社会的問題の原因とされがちで、失業による日本人の不満は、職に就く外国人への不満となり、失業している外国人労働者の社会費用もまた日本人の不満となる。現在、帰国奨励政策と統合政策が並行して進められているが、国内に生活基盤が出来上がった外国人労働者を帰国させることは容易ではなく、また、一時的な「出稼ぎ」として何の施策もないままに社会の低階層に定着してしまった外国人労働者を新たに統合するのは非常に困難な状態にある。

このような西欧の状況をふまえて、日本の外国人労働者の増加は、国内の強い関心を集めることとなった。受け入れるべきか否か、受け入れるとしたらどのような方法がとられるべきかについて、活発な議論がなされている。

地理学における外国人労働者の研究は、西ドイツにおけるガストアルバイターについて、鴨沢巖氏、山本健児氏、内藤正典氏等によってすでになされている。しかし、日本で近年増加した外国人労働者についての実証研究はまだ始まったばかりである。そこで、本論文では、外国人労働者の中でも、岐阜県可茂地域で1987年以降急速に増加してきた日系人就労者に焦点をあて、当地域での日系人増加の要因及び就労の実態を明らかにすることを目的とし、アンケートおよび聞き取りを中心に調査をすすめてきた。なお、可茂地域とは、岐阜県南部の愛知県との県境に位置する美濃加茂

市、可児市、坂祝町の3市町を指している。

ここでは、外国人労働力の流れを決定させるものは供給圧力よりもむしろ受け入れ側の政策や需要であるという観点から、外国人受け入れ政策について若干の考察をおこなったのち、可茂地域での日系人需要の高まりの背景と就労実態を明らかにし、定住をふまえた就労の在り方を考えたさいの現状の問題点をみていくことにする。

## 2. 外国人労働者の受け入れ政策

国際労働力移動は「グローバルな労働力供給システム」に基づく「周辺」から「中核」諸国への流れとしてあらわれる。現在の国際労働力の主要な流れには、ヨーロッパ内での先進諸国への流れ、中南米から北米への流れ、中南米内での流れ、アジアから中近東への流れと4つある。こうした労働力の移動を促すものには、2国間の経済格差の他に、距離、歴史的背景、政策、外国人労働力を要する受け入れ国の産業構造および企業のグローバルな立地展開などがある。1960年代以降の国際労働力移動に関しては、西欧先進諸国の国家管理による外国人労働者の受け入れにみられるように、とりわけ受け入れ側の需要と政策が強く作用している。

しかし、外国人労働者政策は、入国のコントロールには効力をもつが、いったん入国した外国人労働者を帰国させることについては次第に効力を失う。また外国人の就労できる職種が日本人の忌避する低労働条件の職種に限られるため、低社会層を生み出しやすい。それゆえ、外国人労働者の受け入れは、定住に向かうことを見越した上で、自国民と対等な関係を作り出す政策を必要とするのである。

## 3. 岐阜県可茂地域の日系人就労者増加の背景

1987年以降の景気拡大で非熟練労働部門の人手

不足が顕著になった日本では、外国人労働力の需要が高まり、外国人労働者の増加は不法就労の形で進行していった。1990年6月の入管法の改正では、単純労働力としての外国人労働力の規制はいっそう強まったが、日系人の就労は法律上は問題がないことになり、日系人の需要をますます高めることになった。南米国籍登録人員は1981年には2,962人だったのが、1990年には71,495人に増加しているが、その多くは日系人と考えられる。

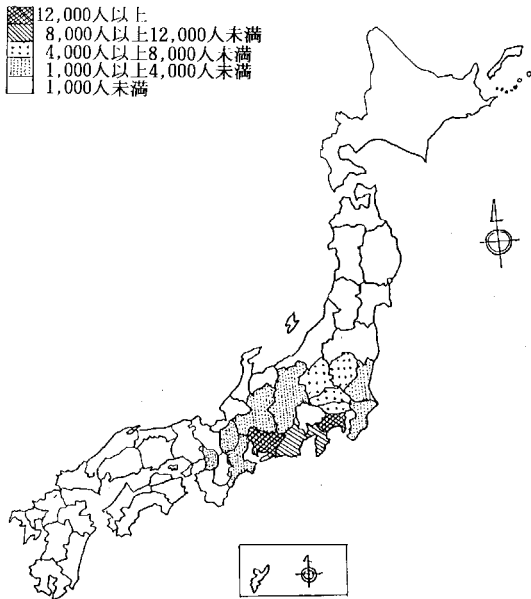
こうした外国人労働者の増加を促す非熟練労働力の不足は、東京を指向する企業の立地展開と深い関わりがある。その立地展開とは管理・研究部門の東京集中、生産部門工程の地方分散である。管理・研究部門の東京集中は、それに伴い、販売やサービス部門での単純労働力の需要の増加を促し、地方では生産工程部門の労働者の需要を高めた。

そうした立地展開の中で、東海地方（静岡・愛知・岐阜・三重）は生産工程部門の拠点の役割を担い、特に、自動車生産に関しては、一大拠点として発達してきた。そのため、生産工程に従事する労働者として日系人を多数受け入れる結果と

なったのである（第1図）。その東海地方のなかで、可茂地域は愛知県を中心とする経済圏の一環として電気機械、自動車関連の大規模工場が進出している。

また、日本の生産システムでは下請を生産拠点のまわりに集積させる必要が生じるため、愛知県からの下請可能な範囲に入っている可茂地域では中小規模の自動車部品工場も発達している。そのため、製造業中心の産業構造となっているが（第1表）、就業者のほうは愛知県への流出傾向が強く、工場労働の不人気で新規学卒者は通勤圏内の高校から獲得することも困難になっている。大規模工場では、地元での募集体制を強化するとともに、新規学卒者を求めて、北海道、北陸、九州方面での募集活動が行なわれているが、中小の工場にとっては、大企業に劣る労働条件での新規学卒の労働力確保はなおのこと困難であり、慢性的な人手不足に陥っている。そこへ、急速な景気の拡大により、全国でいっせいに大幅な人員の補充が必要になったため、大規模工場にとってこれまで雇用調節機能であったパートや季節従業員の労働力獲得がうまくいかなかった。ましてや中小規模工場では事態が深刻化している。

そうした人手不足の対応として、各々の事業所では、既存の雇用体制の中で労働力の拡充をおこ



資料出所：法務大臣書房「第30出入国管理統計年報」大蔵省印刷局（1991）

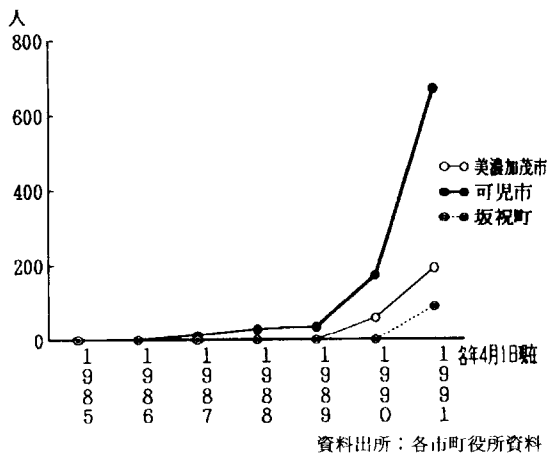
第1図 都道府県別外国人登録人員数(南米国籍)

第1表 可茂地域における市町別業種別従業者数

業種	可茂市	可児市	坂祝町
12, 13 食料品・飲料・制菓・たばこ製造業	245	345	16
14 繊維工業	95	25	-
15 衣服・その他の繊維製品製造業	285	499	36
16 木材・木製品製造業	180	248	×
17 家具・装飾品製造業	86	282	×
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	×	999	13
19 出版・印刷・同関連産業	85	32	×
20 化学工業	×	×	×
21 石油製品・石炭製品製造業	×	×	×
22 プラスチック製品製造業	164	456	9
23 ゴム製品製造業	110	22	-
24 なめし皮・同製品・毛皮製造業	-	×	×
25 窯業・土石製品製造業	233	923	92
26 鉄鋼業	65	54	86
27 非鉄金属製造業	13	-	×
28 金属製品製造業	655	1381	46
29 一般機械器具製造業	1475	3041	101
30 電気機械器具製造業	2542	2068	123
31 輸送用機械器具製造業	225	2859	1807
32 精密機械器具製造業	×	146	-
33, 34 武器・その他の製造業	45	127	×
計	6636	13543	2483

資料出所：岐阜県企画部統計課「統死」

(1990年現在)



第2図 美濃加茂市、可児市、坂祝町のブラジル国籍の外人登録者数の推移

なった。パート形態の見直しによる主婦労働力の獲得、募集範囲を広げるための寮の設立、九州や沖縄など遠隔地の労働力確保を随時行なうための採用専任の配置などである。しかし、交替制勤務をとる部門には女性の活用はできず、また生産量の変化への敏感な対応が重視される日本の生産システムにあっては、斡旋業による派遣のほうが、必要な労働力を満たし、調節可能な労働力となる。斡旋需要の高まりに日本人では対応しきれなくなった斡旋業者は、日系人に目をつけて、現地のプロモーターと提携しながら獲得から斡旋までのルートを確認していった。

また、日系人の利点は量的不足の緩和だけではない。日系人にみられる（出稼ぎという特殊事情のためであるが）時給さえよければ職種を問わない、長い労働時間を好むという就業観、日本でかかる宣伝費以下で日本よりも人が集まるというブラジルの現状によって、日系人は企業にも斡旋業者にとっても貴重な労働力となる。可茂地域の日系人労働者はこのような背景のもとに増加していったのである（第2図）。

#### 4. 可茂地域の日系人の就労状況と問題点

以下では、第2表に基づき日系人労働者の雇用形態や性別の特徴をみたらうで、調査で明らかとなった日系人労働者の労働条件、募集方法、年齢

や学歴、本国での職種などを順次説明し、日系人労働の問題点について述べていく。

##### (1) 雇用形態

第2表は聞き取り調査とアンケート調査の結果から各企業の就業者数を、雇用形態別にわけ、さらにこれを日本人、日系人とそれ以外の外国国籍者別（ただし、在日朝鮮人は「日本人」に含めている）、次いで性別にまとめたものである。問題の性質上厳密な数字が得られない場合もあり、それらは概数で示した。合計欄の数字はその誤差を含んでいる。

雇用形態別にみると全社とも日系人は所内外注の形式で働いている。所内外注とは事業所内に他の企業が入って仕事を請負うことであり、下請単価に従った仕事量で労賃が支払われる。しかし、所内で生産を請け負う場合、請負の条件は守られず、実質的には業者による派遣であり、日系人の多くが斡旋業者による派遣で働いている。なお、日系人以外の外国人は、中国人の研修生5人、契約社員3人、フィリピン人の不法就労者2人（所内外注）、アメリカ合衆国の契約社員1人で、他は全てブラジル・ペルー国籍である。日系人の直接雇用を並行して行なっているのは、⑤⑧⑩⑬の4社で、契約社員として、半年から1年間の契約を結び、契約更新をしながら雇用している。

次に性別でみると、男性489人、女性147人となっている。男性が多いのは、輸送用機械（大規模自動車工場）で男性を希望するためである。女性は、大規模電気機器工場で70人まとめて働いている他は、中小規模の事業所を中心に働いている。自動車工場で女性が若干名いるのは、日系人労働者が家族と一緒に働けることを条件としてだしたのが受け入れられたためである。

##### (2) 職種

日系人の就く職種は、大規模工場で各社数名ずつ日系1世が通訳・管理の専門に就く以外は、直接雇用も所内外注も全て生産工程部門である。

##### (3) 管理方法

日系人労働者数の多い事業所では、渡航やビザの書き替えなどの事務手続きや、通訳・管理を行なう専任者が雇用、あるいは派遣されている。日常の作業では、グループごとに通訳ができる日系人をおいて、指示が伝わるようにしている。要望や相談は、専任者のあるところでは専任者を通じ

第2表 アンケート結果：外国人労働者を活用する企業の人員構成

	所在地	業種	人 員 構 成											外国人・日系人労働者数		所内就労者に占める生産工程従事者割合(%)		
			正 社 員 (人)						所 内 外 注									
			パート・アルバイト以外の常用		パート・アルバイト・契約・臨時社員				合計	日 本 人		外・日系人			合計	男	女	
			男	女	男	女	男	女		男	女	男	女					
①	美濃加茂市	プラスチック一般機械	22	18	-	-	-	-	40	-	-	9	-	9	9	-	93.5	83.3
②		一般機械	103	8	24	12	-	-	147	-	-	6	-	6	6	-	85.0	30.0
③		一般機械	256	23	-	4	-	-	283	-	-	16	-	16	16	-	90.1	69.6
④		電気機械	72	600	-	570	-	-	1242	150	-	30	70	250	30	70	60.9	83.9
⑤	可見市	木材・木製品	43	7	-	1	21	15	87	-	-	-	-	-	21	15	92.2	92.9
⑥		家具・装備	102	45	19	57	-	-	223	15	16	2	5	38	2	5	51.2	57.0
⑦		金 属	41	9	-	-	-	-	50	-	-	4	-	4	4	-	66.7	66.7
⑧		金 属	43	22	-	17	3	4	89	-	-	-	-	-	3	4	45.7	55.8
⑨		金 属	26	5	-	32	3	-	66	-	-	-	-	-	3	-	65.5	81.1
⑩		金 属	45	19	-	-	10	5	79	-	-	-	-	-	10	5	74.5	45.8
⑪		プラスチック	45	44	-	2	-	-	91	-	-	20	20	40	20	20	60.0	81.8
⑫		一般機械	42	10	-	8	-	-	60	-	-	3	1	4	3	1	53.3	26.3
⑬		一般機械	2121	230	293	162	1	-	2807	約 100	若干名	約 100	若干名	200	約 100	若干名	-	-
⑭	坂祝町	電気機械	27	40	-	2	-	-	69	-	-	7	10	17	7	10	85.3	94.2
⑮		輸送用機械	1872	57	-	約10	118	-	2057	約 200	-	約 100	若干名	300	約 220	若干名	-	-
⑯		輸送用機械	75	26	1	1	-	-	103	-	-	35	17	52	35	17	89.1	83.7
計			4935	1163	337	878	156	24	7493	465	16	332	123	936	489	147	72.3	68.0

て事業側に伝えられるが、斡旋業者が間にはいることが多い。

(4) 労働時間

日系人は残業希望が高い。「残業を少なくすると、やめてしまう」ので、毎日3時間から4時間の残業を行い、週休2日制を原則とする事業所においても土曜日や祭りに働く例がみられた。①では毎土曜日、⑬では隔週土曜日にも働くという前提で日系人用の勤務時間が組まれている。

(5) 住居と通勤

住居は、通常所内外注でも直接雇用でも事業所側が用意するが、用意しきれない場合には、はじめから斡旋業者が手配する場合もある。家賃はいずれにせよ、就労者の一部負担となる。単身者の場合、事業所の寮あるいは借り上げアパートで6畳に1~2人、家族には一軒家が用意されることが多い。通勤は、職場近くに住む場合は、徒歩あるいは自転車支給されるが、遠方の場合、斡旋業者がバスによる送迎を行なっている。

(6) 募集方法

可茂地域で確認できた日系人の国籍は大半がブラジルである。現地での募集は、日本語新聞での募集広告、県人会のルート、現地の旅行会社、日系1世を中心にした「プロモーター」によって行なわれている。しかし、ブラジル政府の規制によりブラジルでの募集活動がしにくくなったこと、国外から連れてくるより国内で引き抜いたほうが費用がかからないという事情により、現在では、ブラジルからの新たな流入に加えて国内での移動が活発になっている。また日系人は日系人同士の情報網により、少しでも賃金が高く、労働時間の長い労働条件をもつ職場があれば即座に移動していくため、斡旋業者はできるだけ良い条件を提示して引抜きを図っている。

事業所で直接雇用している場合の募集は、斡旋業者による所内外注で就労していた日系人を直接雇用しに切り替えたり、斡旋業者と同様にブラジル国内で募集を行う場合もある。

## (7) 属 性

年齢は、男女とも20代から30代が高く、学歴は小学校卒から大学卒までさまざま、職業も銀行員、教師、医者、農業、会計士、元工場経営者などさまざまである。

また、出身地で多いのはブラジルのサンパウロであるが、聞き取りではパラナ州やペルーのリマ出身者もいた。

## (8) 日系人就労の問題点

日系人の労働条件は、時給だけは日本人以上の水準を獲得し得た（男1500～2500円・女700～900円）。これは、景気拡大による単純労働力不足の深刻化と入管法の改正による単純労働力への外国人の規制による日系人労働力の需要の高さや、賃金が高いほど自らの利益につながる斡旋業者を通じて就業が始まったという事情によるものである。しかし、雇用形態はあくまでも一時的な労働力として、職種も日本人が敬遠する単純労働力や交替勤務のあるものに限られており、斡旋業を通ずにしても、直接雇用にしても昇給や昇進は望めない。それゆえ、賃金だけで移動していく日系人の就業パターンが出来上がったが、受け入れる企業の方も、日系人労働力を流動性の高い労働力として、割合を一定程度に押えて、既存の企業組織に影響を与えないような人事体制をとっている。

さらに、女性の場合は賃金が一律男性の3分の1から2程度にしかならないという問題がある。この格差の要因は女性は深夜勤務ができないことや体力的に男性に劣るということになっているようだが、これは工場勤務における日本の女性のありかたと同様である。しかし、日系人の場合、全ての女性が深夜の時間帯や体力を基準とした能力が問われる職種しか選択できないというところが問題なのである。

こうした日系人就労のあり方は、労働が長期化した場合には、日系人労働者自身に相当不利な結果を生むものと思われる。現在は日系人の就労が顕著になってから3年ほどであり、定住が進むかどうかはわからない。調査の範囲では本国に仕事をもつ人がほとんどで、しばらくは帰国の率も高いと思われる。しかし、斡旋業者の話では、若い人の中には、定住希望をもつ者もあるという。家族で滞在している人もかなりあり、高校や大学を中退してきている人もいる。日本で知合って結婚

するカップルもいた。こうしたことから、今のところ数は多くなくとも、定住に向かう可能性がないわけではない。

現在日系人に用意されている就労形態は短期間稼ぐには有利であるが、長期間の就労には不利であり、これのみが外国人の就労形態となってはならない。日本での就労を受け入れる以上は定住を想定した就労形態の在り方も同時に考えるべきである。日本では、専門的な知識、技能を持っている者には、それにふさわしい受け入れができるよう法的にも整備されてきたが、単純労働力として受け入れられた者が、基幹的な労働力としての昇給を伴う昇進ルートが確保される方策はとられていない。地域の外国人の就労に携わる職業安定所や労働基準監督署の役割は、「労働基準法」の徹底、「請負」としての形式を守るようにという指導であって、企業組織のあり方を問うものではない。

本人の意志による就労という形での外国人労働者の受け入れは、日本では始まったばかりである。それゆえ、新しい外国人就業の方法を構築することができる立場にある。外国人を単に日本人と同じ労働条件ということで受け入れれば、外国人は必ず低労働条件の職種へ追いやられ、いずれは生活水準の低い集団を生み出すことになるだろう。

外国人独自の雇用形態を、明確な基準に基づいた昇給を伴う昇進や教育が保障される雇用形態として含み得るような企業組織のあり方が、法の整備を伴って模索されなければならない。そうした上で受け入れる外国人労働者は、企業における雇用の多様化を促し、社会においては対等な住民として暮らすことが可能になる。日本の社会が国際化の新しい次元へ移行するには、ここまで行なわれなければならない。

しかし、「日系人」という限定の中で始まった単純労働職種への外国人労働者の開放は、可茂地域の日系人の就労についてみるかぎり、その受け入れには単純労働力の量的充足以外には何の影響も及ぼさないような仕組みが周到に作り上げられているのである。

## 引用・参考文献

美濃加茂公共職業安定所：『業務概要』

多治見公共職業安定所：『業務年報』

鴨沢巖（1977）：西ドイツのトルコ人出稼ぎ労働者。  
法政大学文学部紀要。第23号，31-93.

山本健児（1980）：ミュンヘンにおける「ガストアル  
バイター」住民の空間的セグリゲーション。人文地  
理，32，214-237.

山本健児（1983）：ミュンヘンにおける人口動態と空  
間セグリゲーション。経済志林，50，518-576.

山本健児（1986）：不況下の西ドイツにおける失業と

外国人労働者との関係。経済志林，53，180-214.

経済企画庁総合計画局（1989）：『外国人労働者と経  
済社会の進路』大蔵省印刷局.

岐阜県企画統計局（1991）：『統苑』.

内藤正典＋一橋大学社会地理学ゼミナール編（1991）：  
『ドイツ再統一とトルコ人移民労働者』明石書店.

法務大臣官房編（1991）：『第30出入国管理統計年報  
平成3年版』大蔵省印刷局（1991）

The Nikkei Immigrant in the Kamo-Region, Gifu Prefecture  
Michiyo YOSHIDA